

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 法人本部

**1.重要な会計方針**

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 役員退職慰労引当金の計上基準  
当拠点区分において、役員及び評議員の退職慰労金の支払いに備えるために、期末時の在任期間に応じた要支給額を役員退職慰労引当金に計上している。
- (3) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5月 7日厚生労働省令第 1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (4) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

**2.重要な会計方針の変更**

該当する事項はない。

**3.採用する退職給付制度**

該当する事項はない。

**4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分**

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。
- (1) 法人本部拠点区分計算書類(会計基準省令第 1号第 4様式、第 2号第 4様式、第 3号第 4様式)
  - (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年 3月 29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。） 25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。
  - (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」 25(2)ウの規定に基づき、事業活動明細書(別紙3(㊹))の作成は省略している。

**5.基本財産の増減の内容及び金額**

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	646,703	1,110,240	136,795	1,620,148
合 計	646,703	1,110,240	136,795	1,620,148

**6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し**

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 法人本部

## 7.担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,981,740	361,592	1,620,148
建物	73,305,964	70,904,934	2,401,030
構築物	23,470,590	2,029,056	21,441,534
車輛運搬具	648,000	594,000	54,000
器具及び備品	13,672,781	11,379,567	2,293,214
合計	113,079,075	85,269,149	27,809,926

## 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

## 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	1,076,948	568,039
長期前払費用からの振替額	239,760	186,304
貸借対照表計上額	1,316,708	754,343

令和2年3月31日現在

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
拠点区分名 : 富岳の園

## 1. 重要な会計方針

### (1) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

#### ③リース資産

当拠点区分において、ファイナンス・リース取引に係るリース資産について定額法による減価償却を実施している。

### (2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

### (3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

### (4) 退職給付引当金の計上基準

#### ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

#### ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

### (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

### (6) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤のパートタイマー職員

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳の園

#### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 障害者支援施設 富岳の園拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑩))
  1. 施設入所支援 富岳の園
  2. 生活介護 富岳の園
  3. 短期入所 富岳の園
  4. 就労継続支援B型(入所) 富岳の園
  5. 就労継続支援B型(通所) アークビレッジ富岳
  6. 障害者日中一時支援
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))の作成は省略している。

#### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	133,127,601	4,746,035	0	137,873,636
建物	430,572,136	785,700	23,556,704	407,801,132
合計	563,699,737	5,531,735	23,556,704	545,674,768

#### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
  - ①建物 該当する事項はない。
  - ②構築物 該当する事項はない。
  - ③機械及び装置 該当する事項はない。
  - ④車両運搬具 該当する事項はない。
  - ⑤器具及び備品 紙オムツ処理機他4台の廃棄に伴う取崩額 5円

#### 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

#### 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,117,463,282	709,662,150	407,801,132
建物	5,408,127	5,408,117	10
構築物	69,671,592	55,392,935	14,278,657
機械及び装置	46,375,143	14,992,745	31,382,398
車両運搬具	67,591,758	65,181,915	2,409,843
器具及び備品	83,284,403	79,448,158	3,836,245
有形リース資産	21,606,120	21,606,120	0
合計	1,411,400,425	951,692,140	459,708,285

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳の園

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	47,799,564	0	47,799,564
未収金	218,048	0	218,048
立替金	76,182	0	76,182
合計	48,093,794	0	48,093,794

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	159,311	191,194
長期前払費用からの振替額	846,456	565,566
貸借対照表計上額	1,005,767	756,760

### (2) リース取引関係

#### (ア) 有形リース資産の内容

自動充填包装機他2台(器具及び備品)である。

#### (イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : エイブル富岳

**1.重要な会計方針**

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）
 

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について
 

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (3) 消費税の取扱い
 

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

**2.重要な会計方針の変更**

該当する事項はない。

**3.採用する退職給付制度**

該当する事項はない。

**4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分**

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 障害者支援施設 エイブル富岳拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))
  - 1. 施設入所支援 エイブル富岳
  - 2. 生活介護 エイブル富岳
  - 3. 短期入所 エイブル富岳
  - 4. 障害者日中一時支援 エイブル富岳
  - 5. 障害児(者)地域療育支援センター
  - 6. 障害者サポートセンターふがく
  - 7. 障害児相談支援事業
  - 8. 特定相談支援
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。

**5.基本財産の増減の内容及び金額**

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	130,634,705	0	130,634,705	0
合計	130,634,705	0	130,634,705	0

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : エイブル富岳

## 6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
- |         |                  |             |
|---------|------------------|-------------|
| ①建物     | 園舎の取壊しに伴う取崩額     | 76,059,200円 |
| ②構築物    | 外構工事他3件の除却に伴う取崩額 | 4円          |
| ③機械及び装置 | 該当する事項はない。       |             |
| ④車両運搬具  | 該当する事項はない。       |             |
| ⑤器具及び備品 | 薬棚他1台の除却に伴う取崩額   | 2円          |

## 7.担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当する事項はない。

## 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

## 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	0	51,796
長期前払費用からの振替額	0	435,328
貸借対照表計上額	0	487,124

令和 2年 3月 31日現在

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳の郷

## 1.重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ③リース資産  
当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3.採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤のパートタイマー職員

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳の郷

#### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 障害者支援施設 富岳の郷拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))
  1. 施設入所支援 富岳の郷
  2. 生活介護 富岳の郷
  3. 短期入所 富岳の郷
  4. 障害者日中一時支援事業
  5. 地域相談支援
  6. 特定相談支援
  7. 障害児相談支援
  8. 市町相談支援
  9. 発達障害者支援センター機能強化事業
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))の作成は省略している。

#### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	20,483,000	0	0	20,483,000
建物	79,989,355	1,367,709,519	114,505,230	1,333,193,644
合計	100,472,355	1,367,709,519	114,505,230	1,353,676,644

#### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
  - ①建物 園舎の取壊しに伴う取崩額 37,677,173円
  - ②構築物 該当する事項はない。
  - ③機械及び装置 該当する事項はない。
  - ④車両運搬具 該当する事項はない。
  - ⑤器具及び備品 カラーテレビ他1台の廃棄に伴う取崩額 2円

#### 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	1,333,193,644円
建物(その他の固定資産)	13,871,783円
計	1,347,065,427円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(富岳の郷拠点区分)	547,428,000円
計	547,428,000円

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳の郷

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,387,517,345	54,323,701	1,333,193,644
建物	14,590,000	718,217	13,871,783
構築物	170,629,285	11,079,845	159,549,440
機械及び装置	19,434,037	3,551,451	15,882,586
車両運搬具	31,085,265	28,476,803	2,608,462
器具及び備品	188,448,197	52,289,598	136,158,599
有形リース資産	4,554,144	596,376	3,957,768
合計	1,816,258,273	151,035,991	1,665,222,282

## 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	65,640,507	0	65,640,507
未収金	386,884	0	386,884
立替金	11,923	0	11,923
合計	66,039,314	0	66,039,314

## 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1)前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	4,223,361	322,192
長期前払費用からの振替額	1,276,512	380,913
貸借対照表計上額	5,499,873	703,105

令和2年3月31日現在

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
拠点区分名 : 富岳フレンドハウス

## 1. 重要な会計方針

### (1) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。

### (2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

### (3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

### (4) 退職給付引当金の計上基準

#### ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

#### ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

### (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

### (6) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤のパートタイマー職員

令和2年3月31日現在

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
拠点区分名 : セルフ・アムール

## 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、最終改正平成30年3月20日厚生労働省令第25号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤のパートタイマー職員

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 障害福祉サービス事業 セルフ・アムール拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙③)の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : セルフ・アムール

## 5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	17,754,954	0	0	17,754,954
建物	22,308,711	0	3,756,817	18,551,894
合計	40,063,665	0	3,756,817	36,306,848

## 6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
- ①建物 該当する事項はない。
  - ②構築物 該当する事項はない。
  - ③機械及び装置 冷凍冷蔵庫の廃棄に伴う取崩額 1円
  - ④車両運搬具 該当する事項はない。
  - ⑤器具及び備品 該当する事項はない。

## 7.担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	69,454,437	50,902,543	18,551,894
構築物	3,149,387	2,396,636	752,751
機械及び装置	19,848,020	19,615,505	232,515
車両運搬具	9,812,242	9,812,237	5
器具及び備品	4,261,983	3,829,753	432,230
合計	106,526,069	86,556,674	19,969,395

## 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,513,564	0	4,513,564
未収金	25,028	0	25,028
立替金	0	0	0
合計	4,538,592	0	4,538,592

## 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
拠点区分名 : セルフ・アムール

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	40,776	15,074
長期前払費用からの振替額	224,573	241,968
貸借対照表計上額	265,349	257,042

令和2年3月31日現在

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
拠点区分名 : 富岳学園

## 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 富岳学園拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))
  1. 児童発達支援センター 富岳学園
  2. 放課後等デイサービス 富岳学園
  3. 障害児日中一時支援事業 富岳学園
  4. 保育所等訪問支援 富岳学園
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳学園

## 5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	20,623,995	0	0	20,623,995
建物	22,018,937	0	2,244,401	19,774,536
合計	42,642,932	0	2,244,401	40,398,531

## 6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

## 7.担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	127,290,986	107,516,450	19,774,536
建物	2,216,240	2,166,187	50,053
構築物	11,312,647	10,758,877	553,770
機械及び装置	307,800	128,250	179,550
車輛運搬具	13,365,250	7,013,987	6,351,263
器具及び備品	17,692,029	16,641,087	1,050,942
合計	172,184,952	144,224,838	27,960,114

## 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	17,860,776	3,723	17,857,053
未収金	154,100	0	154,100
立替金	0	0	0
合計	18,014,876	3,723	18,011,153

## 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

### 12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

#### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	237,382	50,646
長期前払費用からの振替額	173,052	142,190
貸借対照表計上額	410,434	192,836

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳裾野学園

### 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5 月 7 日厚生労働省令第 1 号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

### 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第 2 条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 富岳裾野学園拠点区分計算書類(会計基準省令第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙 3 (㊸))
  1. 児童発達支援センター 富岳裾野学園
  2. 放課後等デイサービス 富岳裾野学園
  3. 障害児日中一時支援事業 富岳裾野学園
  4. 保育所等訪問支援 富岳裾野学園
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発3209第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙 3 (㊸))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳裾野学園

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	150,880,658	0	11,783,219	139,097,439
合計	150,880,658	0	11,783,219	139,097,439

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

## 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	209,796,753	70,699,314	139,097,439
構築物	8,516,997	3,838,733	4,678,264
車輛運搬具	9,591,601	8,714,070	877,531
器具及び備品	5,624,709	3,482,928	2,141,781
合計	233,530,060	86,735,045	146,795,015

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	16,907,883	0	16,907,883
未収金	124,400	0	124,400
立替金	0	0	0
合計	17,032,283	0	17,032,283

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

#### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	316,110	404,046
長期前払費用からの振替額	22,884	0
貸借対照表計上額	338,994	404,046

令和2年3月31日現在

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
拠点区分名 : 富岳保育園

## 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 富岳保育園拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))
  1. 富岳保育園
  2. 富岳保育園放課後児童室
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳保育園

## 5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	48,122,655	0	0	48,122,655
建物	99,996,974	0	5,404,354	94,592,620
合計	148,119,629	0	5,404,354	142,715,275

## 6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

## 7.担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	275,310,217	180,717,597	94,592,620
建物	1,222,695	1,222,691	4
構築物	9,556,266	6,876,430	2,679,836
車輛運搬具	4,357,140	4,357,137	3
器具及び備品	39,754,739	37,949,577	1,805,162
合計	330,201,057	231,123,432	99,077,625

## 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,773,929	0	3,773,929
未収金	167,100	0	167,100
立替金	0	0	0
合計	3,941,029	0	3,941,029

## 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	135,073	257,138
長期前払費用からの振替額	143,088	111,963
貸借対照表計上額	278,161	369,101

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳台保育園

## 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5 月 7 日厚生労働省令第 1 号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第 2 条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 富岳台保育園拠点区分計算書類(会計基準省令第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式)
- (2) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙 3 (㊸))の作成は省略している。
- (3) サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙 3 (㊹))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳台保育園

## 5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	37,894,641	0	2,606,258	35,288,383
合計	37,894,641	0	2,606,258	35,288,383

## 6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

## 7.担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	125,536,308	90,247,925	35,288,383
建物	5,220,927	5,220,920	7
構築物	11,544,867	10,822,469	722,398
車輛運搬具	5,184,285	3,272,164	1,912,121
器具及び備品	28,159,345	26,051,964	2,107,381
合計	175,645,732	135,615,442	40,030,290

## 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	946,573	0	946,573
未収金	446,705	0	446,705
立替金	0	0	0
合計	1,393,278	0	1,393,278

## 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	194,359	32,373
長期前払費用からの振替額	16,956	2,189
貸借対照表計上額	211,315	34,562

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳南保育園

## 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5 月 7 日厚生労働省令第 1 号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第 2 条で定める正規職員及び常勤のパートタイマー職員

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 富岳保育園拠点区分計算書類(会計基準省令第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙 3 (㊸))
  1. 富岳南保育園
  2. 富岳南保育園放課後児童室
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月 31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙 3 (㊸))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳南保育園

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	49,450,832	3,240,000	4,450,131	48,240,701
合計	49,450,832	3,240,000	4,450,131	48,240,701

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
- ①建物 冷暖房工事費の除却に伴う取崩額 1円
  - ②構築物 該当する事項はない。
  - ③機械及び装置 該当する事項はない。
  - ④車両運搬具 該当する事項はない。
  - ⑤器具及び備品 該当する事項はない。

## 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	153,690,671	105,449,970	48,240,701
建物	6,167,717	6,167,707	10
構築物	7,785,308	6,981,552	803,756
車両運搬具	3,732,185	1,820,064	1,912,121
器具及び備品	24,645,678	23,086,939	1,558,739
合計	196,021,559	143,506,232	52,515,327

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,862,642	0	2,862,642
未収金	154,389	0	154,389
立替金	0	0	0
合計	3,017,031	0	3,017,031

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
拠点区分名 : 富岳南保育園

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	30,754	48,345
長期前払費用からの振替額	66,720	34,804
貸借対照表計上額	97,474	83,149

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳キッズセンターあい

**1.重要な会計方針**

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (3) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (4) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5月 7日厚生労働省令第 1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (5) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

**2.重要な会計方針の変更**

該当する事項はない。

**3.採用する退職給付制度**

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

**4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分**

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 富岳キッズセンターあい拠点区分計算書類(会計基準省令第 1号第 4様式、第 2号第 4様式、第 3号第 4様式)
- (2) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月 31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発0329第11号・社援発0329第33号・老発0329第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))の作成は省略している。
- (3) サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))の作成は省略している。

**5.基本財産の増減の内容及び金額**

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	89,698,902	0	0	89,698,902
建物	280,647,201	0	14,653,474	265,993,727
合 計	370,346,103	0	14,653,474	355,692,629

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳キッズセンターあい

#### 6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

#### 7.担保に供している資産

該当する事項はない。

#### 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	339,261,097	73,267,370	265,993,727
構築物	28,729,651	7,213,095	21,516,556
機械及び装置	916,056	295,809	620,247
車輛運搬具	1,660,598	1,579,420	81,178
器具及び備品	9,075,820	6,558,139	2,517,681
合計	379,643,222	88,913,833	290,729,389

#### 9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

#### 10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

#### 11.重要な後発事象

該当する事項はない。

#### 12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

##### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	56,510	56,315
長期前払費用からの振替額	58,296	112,585
貸借対照表計上額	114,806	168,900

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳一ノ瀬荘

## 1.重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ③リース資産  
当拠点区分において、ファイナンス・リース取引に係るリース資産について定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3.採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤のパートタイマー職員

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳一ノ瀬荘

#### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 指定介護老人福祉施設 富岳一ノ瀬荘拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑩))
  1. 特別養護老人ホーム 富岳一ノ瀬荘
  2. 指定短期入所生活介護 富岳一ノ瀬荘
  3. 指定地域密着型通所介護 富岳中川原ホーム
  4. 裾野市地域包括支援センター(地域包括支援センター)
  5. 裾野市地域包括支援センター(指定介護予防支援事業)
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発3209第11号・社援発3209第33号・老発3209第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))の作成は省略している。

#### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	30,660,000	0	0	30,660,000
建物	119,773,839	0	8,610,963	111,162,876
合計	150,433,839	0	8,610,963	141,822,876

#### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
  - ①建物 該当する事項はない。
  - ②構築物 該当する事項はない。
  - ③機械及び装置 該当する事項はない。
  - ④車両運搬具 該当する事項はない。
  - ⑤器具及び備品 全自動ガス乾燥機の廃棄に伴う取崩額 1円

#### 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

#### 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	569,640,548	458,477,672	111,162,876
建物	2,748,573	2,348,672	399,901
構築物	78,025,484	77,975,004	50,480
機械及び装置	2,176,561	353,508	1,823,053
車両運搬具	18,424,308	18,424,299	9
器具及び備品	58,499,715	52,579,237	5,920,478
有形リース資産	20,796,840	20,796,840	0
合計	750,312,029	630,955,232	119,356,797

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳一ノ瀬荘

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	38,454,522	0	38,454,522
未収金	123,004	0	123,004
立替金	0	0	0
合計	38,577,526	0	38,577,526

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	248,866	249,025
長期前払費用からの振替額	235,304	28,261
貸借対照表計上額	484,170	277,286

### (2) リース取引関係

#### ①ファイナンス・リース取引

##### (ア) 有形リース資産の内容

電源リモートコントロールベット等(器具及び備品)である。

##### (イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

令和 2年 3月 31日現在

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : オレンジシャトー富岳

## 1.重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ①満期保有目的の債券以外の有価証券で時価のあるもの  
 当拠点区分において、決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
 当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
 当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ③リース資産  
 当拠点区分において、ファイナンス・リース取引に係るリース資産について定額法による減価償却を実施している。
- (3) 徴収不能引当金の計上基準  
 当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (4) 賞与引当金の計上基準  
 当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (5) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
 当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
 当拠点区分における期末在籍に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (6) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
 当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年 5月 7日厚生労働省令第 1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (7) 消費税の取扱い  
 当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3.採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : オレンジシャトー富岳

#### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 指定介護老人福祉施設 オレンジシャトー富岳拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))
  1. 特別養護老人ホーム オレンジシャトー富岳
  2. 指定短期入所生活介護 オレンジシャトー富岳
  3. 指定通所介護 富岳ギャザーホーム
  4. 指定訪問介護 ヘルパーステーション富岳
  5. 指定居宅介護支援事業 富岳リリーフセンター
  6. 御殿場市地域包括支援センター富岳 (地域包括支援センター)
  7. 御殿場市地域包括支援センター(指定介護予防支援事業)
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発3209第11号・社援発3209第33号・老発3209第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))の作成は省略している。

#### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	62,236,503	0	4,746,035	57,490,468
建物	256,911,810	913,000	13,816,111	244,008,699
合計	319,148,313	913,000	18,562,146	301,499,167

#### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
  - ①建物 該当する事項はない。
  - ②構築物 該当する事項はない。
  - ③機械及び装置 該当する事項はない。
  - ④車両運搬具 該当する事項はない。
  - ⑤器具及び備品 食器消毒保管庫の廃棄に伴う取崩額 1円。

#### 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

#### 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	899,477,053	655,468,354	244,008,699
構築物	3,468,363	2,014,674	1,453,689
機械及び装置	4,883,002	1,110,299	3,772,703
車両運搬具	13,312,851	12,778,565	534,286
器具及び備品	52,434,732	31,179,105	21,255,627
有形リース資産	10,504,728	8,154,432	2,350,296
合計	984,080,729	710,705,429	273,375,300

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : オレンジシャトー富岳

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	46,594,513	0	46,594,513
未収金	158,570	0	158,570
立替金	0	0	0
合計	46,753,083	0	46,753,083

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

### 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位:円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	79,313	233,866
長期前払費用からの振替額	346,392	43,049
貸借対照表計上額	425,705	276,915

### (2) リース取引関係

#### ①ファイナンス・リース取引

##### (ア) 有形リース資産の内容

フランスベッド等(器具及び備品)である。

##### (イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (2)固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳ダイヤモンドライフすその

## 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ③リース資産  
当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤のパートタイマー職員

## 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 指定介護老人福祉施設 富岳ダイヤモンドライフすその拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))
  1. 特別養護老人ホーム富岳ダイヤモンドライフすその
  2. 指定短期入所生活介護 富岳ダイヤモンドライフすその
  3. 介護職員初任者研修
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発3209第11号・社援発3209第33号・老発3209第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳がやメントライフすその

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	1,092,389,772	0	72,164,185	1,020,225,587
合計	1,092,389,772	0	72,164,185	1,020,225,587

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
- ①建物 該当する事項はない。  
 ②構築物 該当する事項はない。  
 ③機械及び装置 該当する事項はない。  
 ④車両運搬具 該当する事項はない。  
 ⑤器具及び備品 パラマウントベッド他3台の廃棄に伴う取崩額 27,750円。

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	1,020,225,587円
計	1,020,225,587円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(富岳がやメントライフすその拠点区分)	842,000,928円
設備資金借入金(富岳エメラルドパレス拠点区分)	229,247,072円
計	1,071,248,000円

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,453,207,380	432,981,793	1,020,225,587
構築物	65,980,536	19,013,766	46,966,770
車両運搬具	7,437,644	6,328,687	1,108,957
器具及び備品	73,458,220	51,053,592	22,404,628
有形リース資産	7,176,924	3,727,498	3,449,426
合計	1,607,260,704	513,105,336	1,094,155,368

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	74,533,785	0	74,533,785
未収金	187,099	0	187,099
立替金	0	0	0
合計	74,720,884	0	74,720,884

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳が 仲間 ドライヴすその

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	106,830	122,656
長期前払費用からの振替額	438,348	55,544
貸借対照表計上額	545,178	178,200

(2) リース取引関係

①ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

パソコン23台他（器具及び備品）である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳エメラルドパレス

**1.重要な会計方針**

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
  - ③リース資産  
当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準  
当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
  - ②一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分における期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

**2.重要な会計方針の変更**

該当する事項はない。

**3.採用する退職給付制度**

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

（注）就業規則第2条で定める正規職員及び常勤的パートタイマー職員

**4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分**

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) ケアハウス 富岳エメラルドパレス拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発3209第11号・社援発3209第33号・老発3209第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳エメラルドパレス

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	297,310,699	0	19,636,910	277,673,789
合計	297,310,699	0	19,636,910	277,673,789

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
- ①建物 該当する事項はない。  
 ②構築物 該当する事項はない。  
 ③機械及び装置 該当する事項はない。  
 ④車両運搬具 該当する事項はない。  
 ⑤器具及び備品 AEDスタンド型収納の廃棄に伴う取崩額 1円。

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物 (基本財産)	277,673,789円
計	277,673,789円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (富岳ダイヤメントライフすその拠点区分)	842,000,928円
設備資金借入金 (富岳エメラルドパレス拠点区分)	229,247,072円
計	1,071,248,000円

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	395,495,249	117,821,460	277,673,789
構築物	17,964,669	5,176,914	12,787,755
器具及び備品	13,722,867	9,745,638	3,977,229
有形リース資産	744,576	638,208	106,368
合計	427,927,361	133,382,220	294,545,141

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	13,205,959	0	13,205,959
未収金	32,800	0	32,800
立替金	0	0	0
合計	13,238,759	0	13,238,759

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳エメラルドパレス

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	144,145	17,805
長期前払費用からの振替額	116,520	14,764
貸借対照表計上額	260,665	32,569

(2) リース取引関係

①ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

電話機一式(器具及び備品)である。

(イ) 無形リース資産の内容

介護報酬請求システム(ソフトウェア)である。

(ウ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針(1)固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

令和 2 年 3 月 31 日現在

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
 拠点区分名 : 富岳太鼓

**1. 重要な会計方針**

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
 当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- (2) 消費税の取扱い  
 当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

**2. 重要な会計方針の変更**

該当する事項はない。

**3. 採用する退職給付制度**

該当する事項はない。

**4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分**

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。
- (1) 富岳太鼓拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
  - (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成31年3月29日子発3209第11号・社援発3209第33号・老発3209第17号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅹ))の作成は省略している。
  - (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅺ))の作成は省略している。

**5. 基本財産の増減の内容及び金額**

該当する事項はない。

**6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し**

該当する事項はない。

**7. 担保に供している資産**

該当する事項はない。

**8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高**

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	693,000	679,206	13,794
車輛運搬具	7,325,910	7,325,908	2
器具及び備品	1,411,490	1,239,835	171,655
合 計	9,430,400	9,244,949	185,451

**9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高**

該当する事項はない。

**10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益**

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 富岳会  
拠点区分名 : 富岳太鼓

### 1 1. 重要な後発事象

該当する事項はない。

### 1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

#### (1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	65,481	60,744
長期前払費用からの振替額	0	0
貸借対照表計上額	65,481	60,744